

県南広域振興局長告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和3年4月1日

県南広域振興局長 佐々木 隆

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 花巻北上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
花巻市高木第21地割32番5地先から東十二丁目第25地割117番1地先まで	新	B 16.7～30.0 m	m 2,986.7
花巻市高木第21地割60番1地先から東十二丁目第24地割128番1地先まで	旧	A 8.8～18.3	2,750.8
花巻市高木第21地割32番5地先から東十二丁目第25地割117番1地先まで		B 16.7～30.0	2,986.7

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
- (2) 期間 令和3年4月1日から同年5月6日まで